

令和7年9月4日

## 中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

### 記

1. 指名停止措置業者名及び住所：パナソニックEWエンジニアリング株式会社  
大阪府大阪市中央区城見2-1-61
2. 指名停止措置期間：1ヶ月 令和7年9月4日～令和7年10月3日
3. 指名停止措置の範囲：本社及び各事業所に係る案件

#### 4. 事実概要

パナソニックEWエンジニアリング株式会社が、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、同法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが判明したため、令和7年1月31日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局長より、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。

#### 5. 指名停止措置理由

上記事実概要が「指名停止措置要領」の別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当するため。

「指名停止措置要領」別表第2第12号(建設業法違反行為)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 12 指定区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) (ハ)	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

以上